

本町における公的資金補償金免除繰上償還の状況

繰上償還の対象要件における本町の各数値等により、普通会計債及び水道事業会計に係る公営企業債の年利 7%以上の残債が対象となる。

・普通会計債

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名	年利 7%以上 (平成 19 年度末残高)
公営住宅建設事業	6,358

地黄公営住宅建設(昭和 60.5.27 借入)

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名	年利 7%以上 (平成 20 年度 9 月期残高)
学校教育施設等整備事業	2,250

岐尼小学校公社増改築(昭和 59.5.30 借入)

・公営企業債 (水道事業会計)

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名	年利 7%以上 (平成 19 年度末残高)
水道事業	80,776

山辺川地区簡易水道施設整備(昭和 56.5.29 借入) 2,783,245 円

岐尼地区簡易水道施設整備(昭和 59.5.11 借入) 23,211,181 円

岐尼地区簡易水道施設整備(昭和 60.4.26 借入) 54,781,373 円

財政効果について

繰上償還に伴い、将来支払わなければならなかった利子分が軽減されることにより、22,193千円の財政的な効果が表れる。

普通会計債に係る利子軽減額 654,022 円

公営企業債に係る利子軽減額 21,538,615 円

水道事業会計における長期債の償還については、繰出し基準に基づき償還額の 2 分の 1 を一般(普通)会計が負担していることから、一般(普通)会計及び水道事業会計の財政効果は、次のとおり。

一般(普通)会計：11,424千円 水道事業会計：10,769千円